

平成24年第4回多賀城市議会定例会会議録（第3号）

平成24年12月18日（火曜日）

◎出席議員（18名）

議長 板橋 恵一

1番 柳原 清 議員

2番 戸津川 晴美 議員

3番 江口 正夫 議員

4番 深谷 晃祐 議員

5番 伏谷 修一 議員

6番 米澤 まき子 議員

7番 金野 次男 議員

8番 藤原 益栄 議員

9番 佐藤 恵子 議員

10番 森 長一郎 議員

11番 松村 敬子 議員

12番 阿部 正幸 議員

13番 根本 朝栄 議員

14番 雨森 修一 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰已 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典
会計管理者 永澤 雄一
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳
選挙管理委員会事務局長 今野 淳
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志
主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

本日本会議 3 日目です。きょうから一般質問ですので、慎重な審議をお願いします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 3 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において吉田瑞生議員及び昌浦泰已議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（板橋恵一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は、簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力をお願いいたします。

9 番佐藤恵子議員の登壇を許します。佐藤恵子議員。

（9 番 佐藤恵子議員登壇）

○9 番（佐藤恵子議員）

私の質問は 1 つでございます。

昨年 3 月 11 日大震災から 1 年 9 カ月が過ぎました。かつてない大震災、大津波、そして原発事故は甚大な被害をもたらしました。復旧・復興の取り組みが進められていますが、まだまだ先が見通せない、そういう状況にあるのではないかと思います。本市においても被災者の生活再建、なりわいの再建のために一層の努力が求められております。

そうした中で、今度の大地震を教訓にして、今後の防災対策がどうあるべきかということをごさざまなところで検討が進められています。8 月 30 日に、東日本大震災を踏まえ消防団などの活動のあり方を議論する総務省消防庁の有識者検討会が、津波災害では団員も命を守るため避難行動を最優先すべきだとし、大規模災害時の安全確保や装備の強化を求める最終報告書を久保信保長官に提出いたしました。

東日本大震災は 2 万名に近い人々の命を奪いました。一方で、消防や警察、自治体、医療機関、そして地域の人たちの懸命な努力によって、たくさんの命が救われました。消防団の皆さんはみずからも被災者であったにもかかわらず、誰より真っ先に災害現場に駆けつけ、救援、避難、警戒活動など奮闘されました。しかし、同時に 300 人近くの消防士、消防団員が活動中犠牲となり、多賀城市でも団員 2 名の方が亡くなりました。

消防機関は常備消防機関の消防署と地域の消防団で成り立っています。とりわけ日常的に住民生活の防災に当たっておられるのが地域の消防団です。私は多賀城市の大代に住んでおりますけれども、3 月 11 日の大震災のとき、目の前にある JX の石油基地が大火災を起こし何日間も燃え続けたそのとき、住民への避難対策や警戒態勢を不眠不休で頑張ってきたのが地域の消防団の皆さんでございました。雪がちらつく寒い中、非常灯を掲げ警戒に当たり、住民の安全に奮闘されておられる姿は、本当に頭の下がる思いでございました。消防団の皆さんは、いざ火災や震災などの災害時には、消火、救助、避難誘導、警戒など消防署員と一体になって活動をしております。消防団の活動は文字どおりに地域の防災にはなくてはならない大事な役割を果たしていると言えます。

今度の有識者検討委員会では、こうした第一線で活動する消防団の皆さんの大津波や大災害での安全をどう確保していくのかということが大きなテーマになりました。実際、私も地域の消防団員の方から、大津波警報が出される中で今警戒に当たっている場所は安全なのか、どこまで警戒に当たったらいいのか、情報も余りなく判断も大変迷ったと言われました。今回の報告書では、地震、津波の監視・観測体制強化や情報伝達体制の整備、避難誘導などの活動を切り上げる退避のタイミングを示す安全管理のマニュアルの策定を求めています。全くそのとおりだと思います。本市の現状はどうなっているのか、お聞きいたします。また、今回の報告書では、地域の総合的な防災力のかなめとなる消防団を強化していくために、団員の処遇の改善策が提起されています。その中で、惨事の際のストレス対策、安全靴などの基本装備、無線等の装備、大規模災害時の出勤手当の充実、報酬等の引き上げなどが提案をされています。今全国的に、この多賀城市でもそうですけれども、消防団員の減少が大きな問題になっています。仕事をしながら消防団の活動を行っていくことは実際に本当

に大変なことで、そうした中でも使命感を持って日々市民の防災に当たって頑張っている消防団員、この減少の背景には、今日の働く人たちの生活環境の変化を初めさまざまな要因があると考えます。しかし、そうした中で頑張っておられる消防団員の皆さんの御苦勞に少しでも応えていくために、今回報告で述べられている報酬の引き上げを主として検討し行っていくことが必要ではないかと思いますが、御答弁をお願いをして質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

佐藤恵子議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、災害時の消防団の活動マニュアルについてでございますが、東日本大震災においては地震直後から避難誘導などに当たっていた消防団員が津波により被災し、県内で 83 名のとうとい命が犠牲になりました。震災後、消防団員の安全確保を図るため、総務省消防庁が開催した東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会において、「市町村は、消防団が津波災害時に行う活動と安全管理についてのマニュアルを作成することが必要である」と提言されております。多賀城市消防団においては、東日本大震災以前より、火災、地震、水害時の行動マニュアルについては作成しておりましたが、津波時の行動マニュアルはなかったため、今月県が主催し開催される津波災害時における消防団活動のあり方研修会の結果を踏まえ、津波時の行動マニュアルを作成していきたいと思っております。

次に、団員の報酬引き上げ、大規模災害時の出勤手当の充実と拡充につきましては、総務省消防庁の有識者検討会で団員の報酬について引き上げの方向が示されております。多賀城市消防団の出動報酬については、県内他市町村の支給額と比較しても遜色はないものと思っておりますが、今後他市町村の動向を注視しながら対応していきたいと考えております。また、安全靴などの基本装備につきましては、消防団員の装備は制服一式、活動服一式及び靴底に鉄板入りの長靴を貸与し、各分団には防火衣一式、安全帽、ライフジャケット、移動系無線等を配備しております。東日本大震災時の消防団の活動経験を踏まえ、今後の災害時に対応可能な装備の充実を図ってまいりたいと思っております。

最後に、惨事の際のストレス対策につきましては、東日本大震災の際、地震、津波により破壊された住宅等の瓦れきの中などで人命検索や遺体搬送など、長期にわたり過酷な活動に従事したことから、惨事ストレスの発生が危惧される状況にありました。このことから、消防庁と財団法人日本消防協会が心のケアに関する専門家の派遣事業を共同で実施するため、専門家派遣要望の有無についての調査があり、その際に消防団の各分団長に照会をいたしましたところ、専門家の派遣希望なしとの回答をいただいております。また、2 カ月に 1 回開催している分団長会議においても、団員の惨事ストレスについては今のところ報告はござ

いません。しかし、このような業務に従事した際のストレスははかり知れないものと思われ
ます。今後も引き続き分団長から団員の様子を聞くなど、事後の心のケアには十分に配慮し
てまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

市長の受けとめ方はおおむね非常に前向きというか、私の思いを受けとめていただいでい
るというふうに思っております。

1 問目なのですが、退避タイミングなどを示す安全管理マニュアルの策定は今からしてい
こうというふうにお答えになっておられます。その際、注意していただきたいことがあるん
です。つくっていただくということで答えは私はオーケーとしようと思うんですが、その際
注意していただきたいことは、東北福祉大の後藤さんという講師の方がおっしゃっている
んですけれども、「消防団は犠牲的精神や集団への奉仕が重んじられ、自分の身の安全とい
う視点がこれまで欠けていた」というふうなことをお話しになっておられます。やはりそう
いう意味では住民に奉仕するという立場でも消防団の人たちの日ごろの意識のあり方とい
うのも十分その……、実地訓練も大事だけれども、心の面でもいろんな意味で学習というか、
捉え方をさせていただく必要があるかなというふうに思うんですね。

それで、一方で住民の側も津波が迫れば消防団員が逃げるのは当然だという思いになっ
ていかないと、どこか三陸のほうではそういうことを何人か消防団員が亡くなったことを踏
まえて、消防団も逃げるタイミングをはかりながら一緒に逃げようというようなことで消
防団も逃げるということを決めたところがあるらしいんですが、そのときに住民の側から
「何だ、消防団が逃げるのか」というような思いも寄せられたということもありますので、
消防団の方たちも意識を改革しながら、住民の側もそういう目で見えていくということが必
要だなというふうに思いますので、あわせてそこを考えながらそのマニュアルの策定をし
ていただければなというふうに思いますので、よろしく願いをしたいと思います。御答弁
は結構です。

それから、2 問目です。ストレス対策とか、これも必要とあればやっていくというような御
返事でした。それから、報酬の引き上げ、これは私、消防議員もやっていますので、消防事
務組合で前回だめだと言われたのを無理やりやったんですけれども、そういう意味ではそ
れぞれの自治体の首長にも聞いていただきました。必要ではないのかと、手当ての引き上げ
をね、必要ではないのかということ無理やり訴えさせていただいたんですけれども、市長
も検討もしていく方向性も示唆されておりますので、ぜひその方向性で幾らでも報いてあ
げられる、そういうことができれば、3月11日ということを経験したからこそ報いてあげ
てほしいなという思いが私にはあるんですね。

今から見直すというところでは、訓練とかいろいろあるようです。手当つく場面がね。しか
し、実際出動したときにどうなのかということでは、本当に夜中の2時に起こされたり、

3時に起こされたりして、それが続いた日もこの間ありましたよね。2日間続いたとかそういう日もありますので、ぜひ、そんなにそんなにしょっちゅうあることではないので、出勤したときの手当を見直していただくという方向性でぜひ議論を庁内でしていただきたいというふうに思いますので、この点だけ御返事をいただいて終わります。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

答弁は出勤したときの手当だけでよろしいんですね。いや、私自身も消防団の関係は、あの被災して間もない時期に、若い消防団の団員から直接電話を受けました。物すごいストレスですね。「市長、もう俺、遺体運ぶのやんだぐなったから」、もう泣きながら私のところに電話よこしたという人もいらっしゃいました。それだけ大変な仕事だったんじゃないかなというふうに思います。その辺、先ほども申し上げましたけれども、ぜひ津波のときの行動マニュアル、これ作成ぜひしたいというふうに思っていますし、消防団も逃げるという最後のお話がありましたけれども、それは人間として当たり前だというふうに思いますし、その辺のことも消防団もこういう場合には逃げますよということもふだんから皆さん方に言うておく必要もあるのかなというふうに思っております。

出勤したときの手当でございますけれども、ちょっとその辺詳しいことは総務部長のほうからお話しさせたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

余り詳しくお話することはちょっとできませんけれども、報酬の部分と合わせて出勤報酬の関係につきましてもその他の市町村の状況等も確認しながら、この辺については検討させていただきたいというふうに思っております。（「はい、結構です」の声あり）

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員の登壇を許します。藤原議員。

（8番 藤原益栄議員登壇）

○8番（藤原益栄議員）

私の質問は、雨水排水対策についてであります。

昨年第4回定例会でも雨水排水対策を包括的に取り上げさせていただきました。その際、「あんな津波が来たらあきらめるほかはないが、せめて水害の心配をなくしてほしい」という町前の方の言葉を紹介しつつ、本市にとって雨水対策は津波対策に劣らない位置づけが必要であるという私の認識に対しまして、市長も同意をされてございます。そして、実際に私どもの提起を受けまして、高橋雨水幹線、六貫田雨水幹線の雨水は桜木地域に流出させないための工事を着手し、完了してございます。また、留ヶ谷雨水幹線の仙石線下の拡幅工事に取りかかり、中央ポンプ場へのポンプ増設にもいよいよ着手をすることになりました。以

上を踏まえまして、以下の点について質問をさせていただきます。

第 1 は、旧 JR 塩釜線より上流側の留ヶ谷 2 丁目の雨水対策についてであります。

この地区は、昨年の台風 15 号災害でも道路が 60 センチほど冠水をし、床下浸水が発生をしてございます。被害が発生する理由は明確でありまして、塩竈方面から大量の雨水が流入してくる一方、旧 JR 塩釜線の土手が流出を遮っているからであります。なぜこれまで改善されてこなかったのかといいますと、下流側でまだ整備が完了していなかったために下流域での被害拡大が心配をされ、未着手になっていたものであります。しかし、今回仙石線下が拡幅され、中央ポンプ場にもポンプが増設されることになりました。いよいよこの地域の改善をしなければならないと考えます。私はこの地域の整備について昨年の第 4 回定例会で以下の 3 点を提起をしております。

1 つは、明治 20 年 12 月 15 日開通をいたしました旧東北本線の一部である旧 JR 塩釜線のレンガ橋は、重要な産業遺産として保全をしつつ、新たにバイパスを設けること。

2 つ目は、水路周辺の土砂を撤去し、一定の遊水機能を持たせること。

3 つ目には、景観を意識した整備を行うこと。

以上 3 点を提起をしておりました。その後、どのように検討をされているのか、御答弁をいただきたいと思っております。

第 2 に、高崎雨水幹線の旧仙石線下の水路底の引き下げを提起しておりました。

高崎雨水幹線流域の中で最も被害が深刻な場所は、高崎 3 丁目のセブンイレブンの南側一帯であります。なぜ深刻かといいますと、あの地域には扇状に一気に雨水が集まってまいります。しかし、その水路の底と仙石線下の水路底の差は数十センチしかありません。そのために、どうしても雨水が高崎 3 丁目の一帯に滞留してしまうわけであります。この地域の解決のためには、貯留槽を小まめに設置する等の総合的対策が必要かと思っておりますが、少なくとも仙石線が高架になった今、旧仙石線下の水路底を下げることを初めとした高崎雨水幹線の整備が必要と思っております。市長の答弁を求めるものであります。

第 3 に、中野ポンプ場へのポンプの増設について、仙台市との協議の状況について伺います。

これまで何度も指摘をしておりましたように、高崎雨水幹線、六貫田雨水幹線の東側側面を開放していたために、一定水位になると桜木方面に流出していたために、予定した水量が中野ポンプ場に流入しない状態になっておりました。しかし、東側側面を塞ぐ工事が完了しましたので、今からは高橋雨水幹線、六貫田雨水幹線の雨水一切が中野ポンプ場に集中することになります。ということは、中野ポンプ場でくみ切れなかった場合、暗渠の上流側で雨水があふれるということになります。したがって、中野ポンプ場への増設も急務であると考えますが、どういう協議状況になっているのか答弁を求めたいと思っております。

第 4 に、宮内 1 丁目地区の雨水については、八幡雨水幹線への負荷を軽減するという意味においても、工事費の軽減という意味においても、北新田ポンプ場に誘導したほうがよいのではないかという提起をしておりました。

先日の補正予算関係の添付資料を拝見いたしますと、宮内 1 丁目周辺の雨水については従来どおりの処理をするとの結論に達したようにも受け取れますが、この間の検討結果について御説明をいただきたいと思います。

以上で私の最初の質問を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原益栄議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1 点目の留ヶ谷 2 丁目の雨水排水対策についてでございますが、現在留ヶ谷 1 号雨水幹線の下流部となる大館橋から国道までの整備を進めており、JR 横断部分を平成 24 年度、25 年度の 2 カ年事業として実施しております。また、幹線の最終施設である中央雨水ポンプ場のポンプ増設工事も本年度から着手するため、事業の早期完成を目指したいと思っております。また、下水道事業にあっては、議員も御存じのように自治法派遣職員の応援をいただきながら、東日本大震災により地盤沈下等の大きな被災があった八幡排水区及び大代排水区の浸水対策を最優先事業として全力で取り組んでいるところでございます。このことから、留ヶ谷 2 丁目の雨水排水対策については早期検討課題として取り組む方向にはございませんが、平成 24 年度事業として雨水全体計画見直し業務を行っております。また、レンガ橋につきましては、宮城県内の近代遺産としても調査が行われ、県内の鉄道土木構造物として最古の可能性が高いとされております。このことから、歴史的建造物として保全することや、親水景観を意識した整備について今後どのように計画していくか、優先順位も含めて総合的判断をさせていただきたいと思っております。私も現場へ行って見てまいりました。藤原議員おっしゃったように、このレンガ橋保全しながらバイパスを設けるか、あるいは一定の遊水機能を持たせるか、その辺の判断も必要かというふうに思った次第でございます。

それから、2 点目の高崎雨水幹線の水路底を下げることについてでございますが、平成 23 年第 3 回定例会の一般質問の際に議員から御質問をいただき、交差箇所の流下能力を調査した上で整備検討すると回答をしております。この件に関しましても、雨水全体計画の見直し業務の調査結果を踏まえまして、優先順位も含め判断してまいりますので、よろしく願いしたいと思います。これも現場を見ましたけれども、できれば本当は仙石線の高架のやる工事のときに、あそこをやっておけばよかったのかなというふうな思いもするわけでございまして、何だか手を施さないと、やはり最終的にはまずいのかなという思いがいたしました。

3 点目の中野ポンプ場へのポンプ増設についてでございますが、本市としても何度も早期増設を申し入れてまいりました。本年 9 月に入って仙台市から説明があり、平成 25 年度に実施設計を行い、26 年度にポンプ 1 台を増設するとの回答をいただいております。

4 点目の宮内雨水幹線を北新田ポンプ場に誘導することについてでございますが、この件

に關しましては仙台市と協議をしております。仙台市側からは、北新田ポンプ場は暫定ポンプであり、計画上のポンプ整備計画はなく、多賀城八幡排水区の一部を受け入れるとすれば、ポンプ場建設費負担金の増額を多賀城市に求めることになるとの説明がございました。このことから、宮内雨水幹線については多賀城市側の雨水計画のとおりを整備するとともに、雨水全体計画見直し業務の結果を待って今後の計画に反映をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（板橋惠一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

3 点目の中野ポンプ場のポンプ増設については、25 年度実施設計、26 年度 1 台増設ということで話が進んでいるようですので、着実に実行していただきたいと思えます。

それから、第 4 の宮内 1 丁目地域の問題ですが、これは仙台との協議の結果負担を求められるということで、方向としては従来どおりの方向でやらざるを得ないということだったと思いますが、それも現実的な対応としてはいたし方ないかなということで、この第 3、第 4 については再質問はいたしません。

まず、第 1 番目です。留ヶ谷 2 丁目の雨水排水の問題です。

これは早期検討課題ではないと。ただ、平成 24 年の見直しの中でどうしたらいいかを考えると。いつやるかということについては触れられませんでした。これは調査するまでもなく留ヶ谷 2 丁目に雨水が滞留する原因というのは、これははっきりしているんですよ。先ほども言いましたように、塩竈方面から雨水がどんどん流れてくると。そこに JR 塩釜線が待っているでしょう。絞られているんですよ。だから、いわば人為的にあそこに水が滞留されるようになっているんですよ。留ヶ谷 2 丁目の田んぼがまだ田んぼの時代はよかったんです。私は 27 年前に、こんな話をするとじいじ臭いけれども、その 27 年前の 8・5 水害のときにあそこは遊水池にしたほうがいいというふうに提起をして、当時の加藤助役は一旦その気になったんですが、地権者の皆さんはそうじゃない活用を望んで、今はあそこが全部埋め立てられまして住宅地になっちゃったんですよ。だから、自然の地形であそこが被害が起こるのではなくて、その JR 塩釜線の土手によって絞られて、あそこが被害が発生しているんですよ。これはもう明確なんですよ。調査しなくたってわかる、それは。

だから、直ちにこれは仙石線の下を拡幅工事をして、中央ポンプ場にポンプが増設された段階で、私は直ちにさらにそのバイパス、いわゆるレンガ橋の両脇をまたいでもっと雨水を流す措置をとらないと、私はやはり留ヶ谷の 2 丁目の人たちが怒りますよ。何でいつまでこんな状態にするんだと。そもそも、留ヶ谷幹線の計画はあそこの JR 塩釜線の土手を突っ切って、あのままずっと水路をつくるという計画なんですよ、もともとは。だけれども、私もあそこのレンガ橋は非常に歴史的に価値があるから、それはできないよと留ヶ谷の人たちに説明もしてきて、納得もしてもらっているんですよ。そうしたらバイパス、その下流の整備

に合わせてさらにつくると、そういう措置をとるのが当然だと。お金もそんなにかからないと私は思いますよ。そういう点で、先ほどのような悠長なことを言っていないで、下流の整備に合わせてバイパスをやりますという答弁をしっかりとやっていただきたいと思います。答弁をいただきたいと思います。

それから、2つ目の問題。高崎の雨水幹線の整備の問題です。

ここも被害が発生する理由は明確なんです。旭ヶ丘方面、それから高崎の廃寺、それから高崎の2丁目方向から雨水が一気にあそこに集中します。いわば扇のかなめの場所になっているんですが、そこに雨水が集まってきて、そこから仙石線の下の水路の高低差がほとんどない。数十センチしかない。それに今まで手をつけなかったのは、JRが仙石線が走っているときにあそこの工事するわけにいかないということで、あそこに手をつけてこなかった。今度は高架になったから、仙石線に迷惑をかけることはないわけですよ。壊したって何したってね。だから、ここもまた私は調査するまでもないと思うな。もう理由ははっきりしているんだから。だから、市長が高架のときに一緒にやればよかったというふうに思うのは、それは当然なんです。その当然だと思うことを実行していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。私はあそこについてもいつまでもしておくわけにはいかないと思うんですよ。その2点について、御回答いただきます。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

藤原議員おっしゃっているのはよくよくわかるわけでごさいます、先ほども私答弁で言ったように、レンガ橋のところはやはりバイパスをつくるか、あるいは遊水池ですね。留ヶ谷からもうちょっと北のほうに塩竈方向にやはりある程度の遊水池みたいなものもつくとだめだろうなという思いもいたします。また、先ほど2問目のやつも、私も現場見たとおり、やはりあそこを逆に開渠にでもして、今までのあそこの仙石線の下をくぐっていたところが狭いものですから、できればもっと広げてということは当然考えておりますけれども、先ほどの1回目の質問にお答え申し上げましたように、今回の東日本大震災の地盤沈下等、いろいろやることがいっぱいあるわけですね。八幡排水区の、それから大代排水区の浸水対策を最優先でやっていきたいというそういう思いがありますので、あっちもこっちもあっちもやれるわけではございませんので、その辺のこともあわせ考えながら進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（板橋恵一）

8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

御理解いただきたいというお話でしたけれども、ちょっと理解できないですね。あっちもこっちもいっぱいあるということです。それで、それは全面的な整備をやるとなったらそうな

と思いますよ。確かにそれは留ヶ谷 2 丁目について、その上流も買い上げる土地は買い上げて、そして土砂もさらって親水的な機能も持たせて整備するということになれば、それはもう一定時間がかかると。そこまでの本格的な整備になれば、私は確かにあっちもこっちもというふうに言うのはね、言いたくなるのはわかる。

ただ、私が提起しているのは、あそこの滞留をさせている JR 塩釜線の土手にバイパスを通すだけでかなり改善されるんですよ。それで、遊水池かバイパスかじゃないね、あそこは。遊水池かバイパスかじゃないですよ。明らかに絞られているんだから、あそこで。レンガ橋のその幅、たしかこんなものですよ。1.5メートルぐらいしかありませんよ、幅が。高さは結構 2.5メートルぐらいはあるんだけど。あそこで絞られているんだから。だから、遊水池かバイパスかじゃない。やはりあそこはあそこできちんと下に流れるような措置をとらないとね。しかも、緊急避難的な工事でいいんです。あそこをくりぬくだけの工事だったら、そんな何カ月もかからないでしょう。10日ぐらいで終わるんじゃないですか。だから、私はあっちもこっちもという話じゃないと思いますよ、あそこについては。私はこれ以上やはり人為的に、あれだけ住宅が建ってきたのに人為的にあそこに滞留させておくというのは、私は許されないと。あっちもこっちもという話じゃない、これは。まず、それが 1 つ目ですね。

2 つ目。仙石線下の問題ですが、あそこは狭くて、志引団地からの出口ですが、あそこは狭くて流れが悪くなっているんじゃないんですよ。あそこには 2カ所の出口があるんですよ、2カ所の出口が。旧仙石線の下には 2メートル四方ぐらいの 2カ所の出口があるんですよ。だから、主には西側のほうから流れるんだけど、一定滞留したらその東側にももう一つ同じぐらいの大きさの出口があって流れるようになっているんですよ。だから、幅が狭くて滞留しているんじゃないです。仙石線の下水路が高くなっているんで、流れを阻害しているんですよ、あそこは。これもあっちもこっちもという話じゃない。あそこを改善するだけで随分流れが変わるんですよ。あのセブンイレブンの前のあそこ、高崎大代線か、あそここの水路の底と、仙石線の下水路の底の高低差、先ほども言ったけれども数十センチしかないんですよ。だから、仙石線の下を下げるだけで、随分と流れはよくなるんですよ。幅の問題じゃないんです。そこをまずやってみたら、かなり改善されるんだよ。だから、これも最上流まで整備するとなったら、相当お金もかかる。お金も期間もかかる。あっちもこっちもできないという話になるかもしれないんだけど、いわばネックになっている部分をきちんと解決すれば相当流れるようになるわけなので、そういう意味で私はあっちもこっちもじゃないと思いますよ、ここについても、だから、余り理屈つけて先延ばしするということはやめていただきたいんですけども、再度答弁をお願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

全くやりたくないわけじゃございません。業者も限られておりますし、また、どちらにして

も設計等、レンガ橋のほうでも設計、どういうふうな方法がいいのかもこれ模索していかないといけないわけございまして、やらないとは言っていない。何とか頑張っていくたいとは思いますが、もう少しお待ち願いたいということだけ言っておきたいと思えます。

○議長（板橋恵一）

12番阿部正幸議員の登壇を許します。阿部議員。

（12番 阿部正幸議員登壇）

○12番（阿部正幸議員）

私の質問は、通告どおり4点でございます。

1点目は、投票所入場券について伺います。

12月16日、衆議院議員総選挙、最高裁判所裁判官国民審査が行われました。職員の皆様には、朝早くからの選挙事務、夜遅くまでの開票事務に携わり、本当にお疲れさまでした。

12月4日、衆議院議員総選挙が公示され、12月5日から期日前投票を行うことができますが、自宅に投票所入場券が届きませんでした。投票所入場券が届かなくても期日前投票ができることから、私は12月5日に期日前投票をいたしました。生年月日、氏名、投票日当日に投票できない理由を聞かれた後に期日前投票宣誓書が渡され、氏名のみ記入して提出し、それを確認していただいてから投票することができます。

各自治体の選挙管理委員会では、投票率を向上させるためにさまざまな取り組みをしております。投票日は日曜日になることが多く、仕事や旅行などの理由で都合が悪く、当日に投票できない方が期日前投票をしやすい環境づくりも投票率向上につながると考えます。先ほども申し上げましたが、期日前投票をする際に生年月日、氏名、そして当日投票できない理由を聞かれ、その上で宣誓書に自分の名前を記入する方法はとても緊張してしまいますと高齢者の方から多くの声が寄せられております。

平成22年10月27日に行われた参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会では、期日前投票について公明党の西田議員が「宣誓書に関しては困惑する高齢者も多い実情を踏まえて、投票入場券の裏側に宣誓書を印刷してある自治体もありますが、何か課題がありますか」と質問したところ、当時の片山総務大臣は「自治体における創意工夫でありますから、こういうものを他の自治体でも取り入れたり、応用されたりしたらいいのではないかと思います」とこのように答弁しております。

今回、宮城県内の投票率は55.24%で過去最低となりました。本市の今回の投票率は56.81%となり、前回投票率は68.63%でしたので11.82%減の結果となりました。また、期日前投票を行った方は、本市では5,765人、前は6,656人でしたので、前回より891人少ない状況でした。平成23年9月第3回定例会、平成22年度決算質疑で根本朝栄議員も投票率向上について提案をしておりますが、投票所入場券の裏に宣誓書の記入欄を設けて送付し、事前に記入して持参することによりその場で宣誓書を書く時間が短縮され事務の効率化にもつながり、投票率向上につながるとは思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、信号機の設置について伺います。

平成24年第2回多賀城市議会定例会、6月20日の一般質問において、通学路の安全点検について伺い、通学路の危険箇所の情報収集を行い、学校関係者や道路管理者、そして警察と連携を図り、実効性ある対策をしっかりと検討するよう要望したところ、教育長から「学校、保護者、警察、道路管理者の連携のもと、安全対策が必要な箇所の点検作業を行いました、実効性のある対策を検討することといたしております」との答弁がありました。仙石線多賀城地区連続立体交差事業によって踏切が撤去された舟橋志引線、志引団地7号線と多賀城駅仙台線、舟橋街路1号線の交差点は交通量も多く、通学路となっております。また、高齢者の方も横断しにくい状況となっており、大変危険な場所なので、ここに信号機の設置を要望いたしますが、いかがでしょうか。

3点目は、道路施設整備について伺います。

12月2日、山梨県大月市と甲州市にまたがる中央自動車道の笹子トンネル内で天井板が崩落し、車が下敷きとなって多くの死傷者が出る大惨事が起きました。突如コンクリート製の天井板が110メートル以上にわたって崩れ落ちる恐ろしさには慄然といたします。この崩落事故を受けて12月13日、事故が起きていない下り線トンネルを点検した結果、アンカーボルトの脱落や緩み、断面欠損など670カ所に上るふぐあいが確認され、国土交通省では「安全な状況とは断言できない」とコメントしました。事故があった上り線の現場検証の結果、山梨県警は天井部のコンクリートなどに地下水がしみ出た跡が見つかったと12月13日に発表しました。

宮城県は、県管理道路のトンネル49カ所を対象に実施した緊急点検の結果、つり天井方式の場所はなく、問題は確認されなかったと発表しましたが、少量の漏水があったトンネルなど4カ所は年内にも詳細点検を実施する方針としております。市内には笠神清水1号線から県道塩釜七ヶ浜多賀城線へ向かう道路にトンネルがあります。ここは県管理の道路であることは承知しておりますが、県に対して本市では安全を確認しているのでしょうか。市内にある橋につきましても、老朽化に伴う安全点検はどのように行っているのか、具体的に伺います。また、カーブミラーや道路照明灯及び道路標識の老朽化などによる倒壊事故件数及びこれらの転倒事故防止についてどのような措置を講じているのか伺います。

4点目に、和楽器による音楽授業について伺います。

平成14年度から中学校学習指導要領の改定に伴い、器楽指導において和楽器については3学年間を通じて1種類以上の楽器を用いることが新設されております。最近、和楽器、とりわけ三味線、尺八、琴による若い世代の演奏家が活躍しております。日本では明治以降の西洋音楽の導入によって19世紀に発達したクラシック音楽を理解している国の一つになりました。このような中で、日本の音と西洋の音とが同時に位置づけられた音楽教育は、中学校学習指導要領の改訂に伴い中学校を起点としてスタートしています。伝統音楽を教育の視点から見つめ直すということは、長く受け継がれてきたものを単に守るということだけではなく、その中にある価値に気づくことも大切です。郷土の伝統音楽を学ぶことは、生

徒が地域社会にかかわりを深め、歴史や文化を学習することにもつながります。日本社会の国際化がますます進展していくことを考えると、日本の文化や伝統に理解を深めることも重要です。音楽教育の役割は音の文化の理解と伝統音楽を尊重する心を育成し、そこで育まれた子供の感性が世界の諸民族の音楽や芸術文化の理解に発展していくようにすることです。

しかし、和楽器による音楽の授業における課題があることも承知しております。必修としての音楽の時間のあり方や和楽器を扱おうとしても肝心の楽器もなく、充足度は不十分であります。また、和楽器を指導できる教員も少ない状況です。そこで、地域の演奏家や邦楽の団体などにも協力を呼びかけていただき、実際に楽器の音を生で聞き、楽器を実際に見て、そして可能であれば演奏体験もできればよいと考えます。和楽器による授業が子供たちにとって楽しみながら学ぶことができる授業であってほしいと願いますが、本市ではどのような取り組みをしているか、伺います。

以上、1 回目の質問といたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

阿部正幸議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の投票入場券については選挙管理委員会事務局長から、4 点目の和楽器による音楽授業については教育長からお答えし、信号機の関係並びに道路施設の関係につきましては私から御回答を申し上げます。なお、投票入場券の御質問につきましては、行政委員会所管の内容となっておりますので、本来選挙管理委員会委員長からお答えすべきところですが、先日の議会運営委員会です承いただきましたとおり、事務局長からお答えさせていただきます。

まず、市道舟橋街路 1 号線、舟橋街路 3 号線及び志引団地 7 号線の交差点への信号機設置についてでございますが、地元住民や議員の方々からも信号機の設置要望が出されております。同交差点通過車両が一時停止標識があるにもかかわらず停止しなかったり、また、通過車両が多いため、歩行者が横断歩道を横断する場合にタイミングがとれなかったりと危険な目に遭っていることから、歩行者の安全確保のために塩釜警察署に早急なる信号機の設置を要望いたしました。塩釜警察署からは、「最優先地点として同交差点に信号機を設置する準備を進めている」との回答を受けております。

次に、道路施設整備について御回答申し上げます。

まず、トンネル、橋などの安全点検方法につきましては、日常の点検状況は道路パトロール時に目視で破損、腐食、変形等がないか確認作業を行っております。目視確認で異変を発見したときには、点検ハンマーで打音検査を行い、確認をしております。また、本市が管理する橋梁につきましては、宮城県の橋梁定期点検要領に基づきまして、平成 22 年度に橋長、

橋の長さですね、橋長 15メートル以上の 11 橋、平成 23 年度には橋長 15メートル未満の 38 橋の点検を行いました。その結果、合計で 49 橋ともに今すぐにはかけかえなければならないというような重大な欠陥はありませんでした。

安全点検の具体的な内容につきましては、地震等災害時には即時に職員が目視で点検パトロールを行っておりますし、通常時の点検におきましては 3 週間で市内を一巡する頻度で道路パトロールを行い、目視で破損、腐食、変形等の異状がないか、職員が確認作業を行っております。なお、宮城県管理の下馬笠神トンネルの点検状況を仙台土木事務所に問い合わせしましたところ、東日本大震災前と今月の中央自動車道のトンネル事故後に目視検査を行った結果、異状なしという回答でございました。今回の中央自動車道トンネル事故を教訓に、市民の皆様の安全・安心を確保するため、施設の維持管理には万全を期す所存でございます。

次に、カーブミラー、道路照明灯及び道路標識の転倒事故件数についてでございますが、これらの転倒事故防止措置につきましては、平成 21 年度においてカーブミラーと道路照明灯の全数調査を行いまして、必要な修繕や更新を実施してまいりました。震災後では、地震等に起因するカーブミラーの転倒事故が 2 件発生しております。平成 24 年度は緊急雇用創出事業を活用し、1 件 1 件現地において支柱の損傷、鏡面の劣化、基礎の状況及び金具の緩み等を目視や手で触れて再度の確認を行っております、その中でふぐあいが発見されれば直ちに修繕を実施しております。

私からの回答は以上でございますが、1 点目は選挙管理委員会事務局長、そして 4 点目は教育長から続いて御回答申し上げます。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 今野 淳登壇）

○選挙管理委員会事務局長（今野 淳）

第 1 点目の投票所入場券については、選挙管理委員会事務局からお答え申し上げます。

御質問の投票所入場券に宣誓書をとのことでございますが、同様の御趣旨の御提案を昨年平成 23 年第 3 回定例会の決算特別委員会において、根本委員からいただいております。

現在、本市では期日前投票についてはパソコン処理のシステムを採用しており、選挙人の特定を投票所入場券や生年月日、氏名等で行い、選挙日当日投票できない理由をお聞きし、その後に記載済みの宣誓書を印刷します。選挙人には本人の署名のみで済み、比較的時間のかからない簡略したシステムであります。全国のほかの自治体で投票所入場券の裏側に宣誓書を印字していることは承知しておりますが、先ほど申し上げたように本市のシステムは本人の確認も含めて氏名のみを記入していただいております。これは投票の事務の公平性、正確性、検知の観点からも本人確認を的確にする手段として行っているところでございます。

本委員会においても、投票のしやすさや改善検討の中で投票所入場券に宣誓書を入れるこ

とも含めて継続的に審議しておりますが、選挙人御本人が御自身で署名したかどうかを確認することが最も重要なことと考えておりますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

阿部議員の御質問にお答えを申し上げます。

音楽教育における和楽器の指導は、平成 14 年の改訂時に学習指導要領に正式に取り上げられましたことは、阿部議員の御指摘のとおりでございます。このことはことし 4 月から実施の新学習指導要領にも「伝統音楽のよさを味わう」として盛り込まれております。

本市の取り組みについては、4 中学校とも主として箏、いわゆる琴を取り上げて指導に当たっておりますが、ほかに三味線を取り入れている学校もあります。和楽器を用いた授業は日本の伝統音楽の学習の中に位置づけられておりますが、その授業時間は市内 4 中学校とも卒業までほぼ 10 時間充てられております。その時数の中で鑑賞、創作等の指導もあることから、和楽器に触れる時間はかなり限られております。和楽器を通して日本の伝統音楽を学ぶ意味は大きいと、指導の創意工夫はもちろんのこと、その道にたけた学校外の方々との連携に努め、今後とも指導の充実を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上であります。

○議長（板橋恵一）

12 番阿部正幸議員。

○12 番（阿部正幸議員）

2 点目、3 点目、4 点目がございますが、2 点目の信号機の設置につきましては、先ほど市長の答弁で塩釜警察署でも最優先で設置をする方向ということでございますので、この交差点は御存じのとおり交通量も多く、また、通学路にもなっており、高齢者の方が横断しにくい状況と先ほど市長のほうからも答弁がございました。危険な場所なので、一日も早く信号機が設置できるようお願いしたいとこのように思います。

また、3 点目の道路施設の設備につきましても、今後市民の暮らしの安心・安全を守る視点から、今後も安全点検をしっかりとお願いしたいとこのように思います。

4 点目の教育長の答弁でも、今後はことしの 4 月からそういう充実した取り組みをしているということで、学校以外の方との連携も図りながらという御答弁でございました。市内でも琴を演奏している方、邦楽楽器をやっている方もいらっしゃいますので、そういう方々とも連携も図りながら子供たちにこの和楽器の授業が楽しみながら学ぶことができる授業となるように推進をお願いしたいとこのように思います。

1 点目の答弁でございますけれども、先ほどの答弁の中で継続的に検討していくという答弁でございますが、この検討というのは要するにこの投票入場券に宣誓書を記入欄を設け

ていくという方向での検討なのか、あるいはそうではない検討なのかですね。実は塩竈市も今回から導入しているんです。局長も御存じのとおり。松島は今回間に合わなくて、来年の参議院議員選挙から実施すると、このようなことになっておりますね。本市では、やはり私も期日前に行きましたけれども、名前を書く。パソコンでプリントアウトして簡単な状況だという答弁でございましたが、それ以前にその本人確認といいたいでしょうか、当日生年月日が聞かれ、氏名が聞かれ、当日なぜ投票できないんだということも聞かれ、そしてこういうことをいろいろ聞かれると、特に高齢者の方はこの方に投票しようと思って来ても、その場で緊張してしまって自分の名前を宣誓書に書くわけですね。どなたに投票したらいいかわからなくなってしまうという状況もあるということも伺っています。そういう意味から考えますと、やはり期日前投票をやりやすくする方法が投票率を向上させることにもつながると、このようにも私は考えております。そのようなことから、この検討についてはぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思いますが、この点だけ確認でございます。答弁お願いいたします。

○議長（板橋恵一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野 淳）

確かに議員さんおっしゃるとおり、期日前投票に来やすさ、しやすさという観点から投票率をアップするという点については大変なことだと思っております。私も委員会についてもその方向で進めております。問題の投票所入場券でございますけれども、今のところ入れる方向で検討しております。審議しております。ただ、御本人が書いたということが本人確認を含めてそこが確認できれば採用したいと考えておりますけれども、今の段階ではその書いたものが本人かどうかちょっと確かめるという手段を今のところ検討しているところでございます。

○議長（板橋恵一）

12番阿部正幸議員。

○12番（阿部正幸議員）

ぜひとも今前向きにというふうに私は理解しましたけれども、隣の塩竈でも今回から始めておりますので、しっかりその塩竈の状況も聞きながら、また、松島は来年の参議院からもこの方法を取り入れるということでございますので、その辺もよく研究していただきながら、宣誓書に投票入場券の印刷ができるように進めていただきたい、このようにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

ここで10分間の休憩といたします。再開は11時20分といたします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

13番根本朝栄議員の登壇を許します。根本議員。

（13番 根本朝栄議員登壇）

○13番（根本朝栄議員）

私の質問は、通告どおり次の2点でございます。

まず、初めに、災害公営住宅の入居対象者についてお伺いいたします。

災害公営住宅の入居対象者は、罹災証明書で全壊の方及び半壊以上で解体をし、みなし全壊となった方の中で自立再建が大変困難な方が対象となっております。本市においては、桜木地区、鶴ヶ谷地区、宮内地区、新田地区に合計532戸建設する予定となっております。早期建設が望まれております。高橋や山王の仮設住宅に入居されている方々から、「津波の上がった地域には住みたくない。西部地区に建設してほしい」との要望を受け、東日本大震災調査特別委員会及び今年6月第2回定例会の一般質問で西部地区への建設を質問いたしました。市長の英断により新田地区に建設が決定したことは、被災者の心情を優先に考えた正しい判断であり、高く評価をするところであります。

さて、東松島市で被災し多賀城市に居住している高齢者の御夫婦から相談がございました。それは、「私たちは東松島市で被災し、全壊となりました。地震当時は孫が運転していた車の中におり、津波にのまれたときは電線の上のほうまで持ち上げられました。しかし、流れてきた車が下のほうに入り、津波が引いたときにはその下の車に支えられたため、津波と一緒に車は動かず、九死に一生を得ました。今でも思い出すと、恐怖の余り涙がこぼれてきます。東松島市には戻りたくありません。多賀城市に住民登録をしているので、多賀城市の災害公営住宅に入居したいです」との内容であります。涙なくしては聞けない体験談でございました。

災害公営住宅の入居対象は、先ほど申し上げましたように全壊の方となっておりますので、どこで被災しようが基本的には入居対象になると私は理解しますが、この御夫婦の場合、多賀城市で被災していないのに多賀城市の公営住宅に入居したいということであり、ここが問題になると思われます。災害公営住宅の入居対象については、東日本大震災調査特別委員会の中で「こういうケースの場合、多賀城市独自の判断だ」との答弁でございました。現段階では市外で被災した方の入居については是非の判断は下しておりませんが、このような問題はあくまで被災者の心情を最大限に配慮して判断をせざるを得ないと考えます。したがって、罹災証明書が全壊で多賀城市に住民登録をしていれば、被災地域を問わず入居を希望する方については対象と認めるべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、西部地区の高齢者福祉についてお伺いいたします。

市長は、新田地区へ建設する災害公営住宅に併設してコミュニティーセンターを建設する構想をお持ちですが、その構想には私も全面的に賛成でございます。そこで、そのコミュニティーセンターをシルバーヘルスプラザの機能を兼ね備えた複合施設にしてはいか

がでしょうかというのが、質問の趣旨であります。

災害公営住宅に入居される方々は大変な被害をこうむられた方々ばかりであり、十分な心のケアとともに健康と生きがいつくりの施策の推進が必要であります。また、西部地区にとっても高齢者の健康増進と生きがいつくりは大変重要な課題となっております。

さて、東部方面には高齢者の憩いの場所としてシルバーヘルスプラザがあります。この施設には、入浴設備、機能訓練室、カラオケ設備、娯楽室などが整備されており、高齢者の皆様には大変好評のうちに利用されております。しかし、西部地区にはこのような施設が全くないため、高齢者の皆さんから「西部地区にもシルバーヘルスプラザが欲しい」との要望が以前からあったのでございます。この問題については、平成 23 年 9 月第 3 回定例会の一般質問で取り上げておりますが、このときの市長の答弁では、「今後の考え方としましては、高齢者の方々だけを対象とした施設ではなくて、高齢者を含めた幅広い年齢層の方々が気軽に利用でき、交流を図られるコミュニティづくりに資する施設のあり方を模索したい」と述べられました。また、再質問の答弁では、「そんなに遠くない時期にこれはつくらざるを得ないというふうに思っております。今、震災ということでごこー、二年はそちらのほうに傾注せざるを得ない」との答弁でありました。

震災発生からもう既に 1 年 9 カ月が過ぎており、災害公営住宅の建設も間もなく始まるということから考えると、今のうちにしっかりとした構想を築き上げなければならないと考えます。そこで、市長が新田地区の災害公営住宅に併設してコミュニティセンターを設置する構想がございしますが、その施設をシルバーヘルスプラザの機能を持った複合施設としてはいかがでしょうか。市長の理解ある答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

根本朝栄議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、災害公営住宅の入居対象者についてでございますが、入居基準に合致する被災者であれば、被災した市町村にかかわらず災害公営住宅への入居は可能でございます。しかし、本市における災害公営住宅の意向調査では、入居希望者が災害査定で認められた建設予定戸数の上限値である 532 戸を上回っていることを踏まえ、市内で被災した方を優先的に入居させるべきと考えております。したがって、市外で被災した方につきましては、入居状況等の動向を勘案しつつ可能性を模索してまいりたいと考えております。

次に、西部地区の高齢者福祉についてでございますが、根本議員からは昨年第 3 回定例会におきましても西部地区へのシルバーヘルスプラザ設置について一般質問をいただきました。先ほどもおっしゃってございましたけれども、その際高齢者を含めた幅広い年齢層の方々が気軽に利用でき、交流を深めながら地域におけるさらなるコミュニティづくりに資することのできる施設のあり方を模索したいと御回答申し上げたところでございます。

今回新田地区に建設を予定している災害公営住宅の建設予定地は、新田浄水場敷地の周辺を含め約 7,100 平米の敷地で、用途地域は第 2 種低層住居専用地域であり、建築高さ 10 メートルまでの制限がかけられていることから、3 階建てが限度となります。現在の計画では、48 戸の住宅と集会室や駐車場などの必要な施設を整備することとしておりますことから、根本議員が御質問されているようなシルバーヘルスプラザなどを兼ねるような大規模なコミュニティーセンター等の施設を併設することは困難だと考えております。ただし、地域の方々も含めコミュニティーに資することができるような集会室の整備について、今後検討してまいりたいと考えております。

なお、西部地区のシルバーヘルスプラザ開設につきましては、昨年と同様の答えとなりますけれども、高齢者の方々だけが利用する施設という視点ではなくて、幅広い年齢層の方々も利用できる、また、活用いただける施設のあり方について考えてまいりたいと思いますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

13 番根本朝栄議員。

○13 番（根本朝栄議員）

まず、第 1 点目の入居対象者についてでございますが、市長の答弁を聞いておりますと、質問の中で私が申し上げましたが、東日本大震災の調査特別委員会の中で私が確認したところ、多賀城市の判断だとそういう答弁を次長のほうからございました。市長のきょうの答弁を聞いていますと、それはクリアしていると。まずはね。問題は、多賀城市の 532 戸、これを現段階では市内の方だけでもそれを上回っている希望者がいると。だから、本当は入りたいんだけど、市外で被災した人もね。今のこの数字からいくと、なかなか難しいのではないかと。

ただ、530 人以上の入居希望者があっても、それから途中から再建をする方もいるだろうし、あるいはまたさまざまな方で子供たちと同居する方もいるかもしれないので、その状況を見ながら入居対象者を見ていくと。もし余れば、余ればという言い方はおかしいですけども、ごめんなさい。そういうことですね。戸数が間に合えば、そういう方も入れますよということですね。これはやむを得ないことですね。多賀城市の災害公営住宅の上限、これが 532 戸と決定している以上、これを伸ばすということは自力で建てるしかなくなるということもございますから、これは難しいということなので、ぜひとも私はもう少し減るのではないかと、結果的にはね。そういうふうに想像するんですが、その入居状況を鑑みながら、ぜひともこういった市外で被災された方も入居できるような体制も一緒に築き上げていただきたいとこのように思います。これは答弁結構です。

それから、西部地区の高齢者福祉について、浄水場に市長がちょっと構想を持っているというコミュニティーセンターらしきそういうものの中に併設をしてほしかったということなんですけれども、それは場所を改めて設けると。また場所も検討しなくちゃならないとい

うこともあるので、そこにどうせ建てるならば、一緒にシルバーヘルスプラザの機能を持った施設にしたらいいのではないですかということなのですが、答弁の内容を聞くとかなりちょっと場所的にも高さにも制限があって、48戸をぼっと5階建てぐらいにすると土地ぐらいはできるんだろうけれども、やはり横に広がらざるを得ないということもあって、駐車場も考えると難しいということですね。それはしようがないでしょう。

ただ、最後に市長がおっしゃったように、シルバーヘルスプラザ、幅広い考え方で今の東部にあるような施設も兼ね備えながら、若い人も利用できる施設を今後検討していきたいということなので、期待をしたいと思います。

実はですね、きのう老人クラブの会合がございました。健康講座をやって、カボチャの試食会だったんですけども、冬至カボチャのですね。そのときにちょっとお話を、前にも言ったことがあるんですけども、もう一度聞いたんですね。「私、質問あしたするんですけども、皆さんシルバーヘルスプラザ御存じですか」と、3分の2の人はわかりませんでした。こういう施設なんですよと説明したら、「うわあ」という声が上がりました。「皆さんそこに通いたいですか」と、西部地区にできたら、ほとんどの人が手を挙げました。毎日行っていて。男性の方は、いや、暮もやると。そういう、いや、これはすごいなと、需要度が。という認識を持った次第でございます。

そういう意味から、やはり新田、高橋、山王、南宮の老人クラブってあるんですよ。区長に聞くと、若い区長ってそんなに若い人もいないでしょうけれども、やはり老人クラブの皆さんとの意見交換なんかも介護福祉課の担当職員とかもし時間があれば、こういうものに対しての意見交換もしながら、いろんな意見をまず高齢者の皆さんの健康づくりに関連してこういう施設ができたかどうかみたいアンケートなり、意見なり、そういうのを伺いしながら、ぜひとも早期に建設のほうを用地も確保しながら頑張っていたいただきたいと思います。このように思いますけれども、再度いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

何とかシルバーヘルスプラザですね、これは新田にやるか、高橋にやるか、ちょっとその辺は定かではございませんけれども、できれば早目というふうな思いはあります。ありますけれども、まず復旧・復興が最優先でしょうから、その辺のことはよくおわかりいただけるものというふうに思います。

本当言うと、私自身も新田はあの小さい集会所しかないから、はっきり言って1区、2区、3区と敬教会も同じ場所であんなに狭いところで3回もやるということ自体がちょっとかわいそうだなという感じはずっとしていたわけございまして、その辺は集会所は集会所のことで地域の皆さん方でよくよく考えた上で、できれば1カ所にまとめたほうがいいのか、あるいは1区、2区、3区ごとにあったほうがいいのか、その辺も考えていただきたいと思ひますし、シルバーヘルスプラザのことはよくよく考えまして場所も選定しながら

頑張っていきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 37 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

3 番江口正夫議員の登壇を許します。江口議員。

（3 番 江口正夫議員登壇）

○3 番（江口正夫議員）

通告どおり防災公園の構想等並びに自主防災組織の防災実施責任と損害補償についての 2 点について質問をいたします。

最初に、本市の防災公園の構想等について質問いたします。

今回の復興交付金申請では継続審議になりました。本市の復興計画では、防災公園は復興期以降に八幡公園通り付近に整備されることになっています。自由民主党会派は 10 月下旬に新潟県長岡市の長岡防災シビックコア地区を視察調査しました。この地区は、旧南長岡駅操車場跡地を長岡市の要請により土地開発公社が取得し、平成 16 年の 10 月に発生した新潟県中越地震の応急仮設住宅として利用され、その後震災の教訓から長期にわたる避難を想定した一定規模のまとまりのある避難救護スペースの確保、食料や毛布などの十分な備蓄と災害対策物資の仕分け、配布スペースの確保、ボランティアなどの支援者活動スペースの必要性から、総合的な防災機能を備えた拠点の形成とあわせて官民施設との連携による魅力とにぎわいのあるまちづくりの拠点として都市開発計画として整備されました。このシビックコア地区は約 10 ヘクタールの広さで、長岡市消防本部や官公庁の庁舎、防災施設としての全天候型の市民防災センター、防災公園が集中的に整備されています。

そのうちの防災公園は、避難市民を収容する場所として約 3 ヘクタールの広さで一定期間テント生活できる避難生活対象者を約 1,899 人と想定しています。公園には、多目的広場、全天候型施設の市民防災センター、防災大型情報掲示板、備蓄倉庫、100 立方メートルの容積を持つ飲料水兼用大型防火水槽、仮設トイレ設置場所や大型駐車場があり、また、患者や物資輸送のための緊急用ヘリポートも整備されています。今後は災害時市街地に火災が起こった場合の延焼防止用に防火樹林帯が設けられる予定であります。平素は一般市民のランニングやウォーキング、健康体操等の運動や憩いの場として、また、防災フェアやフリーマーケットの催しも定期的に行われ、市民の防災参画意識の高揚や市民交流の場として利用されています。

また、防災公園に隣接して災害公営住宅が 38 戸、一般公営住宅が 36 戸建設されています。防災公園内には 2 階建ての市民防災センターがあり、1 階は子育て支援施設として、

2 階では防災教育や会議が行われ、また、防災に関する展示物や防災クイズで楽しく学べる設備もあり、一般市民の見学や児童・生徒の研修、防災学習支援施設として利用されています。災害時には支援物資の集積やボランティア活動の拠点として、あるいは避難市民の受け入れ施設として、災害拠点としての総合機能を持った施設として位置づけられています。そこで、本市の防災公園の構想等についてですが、どのようなコンセプトでどのような施設設備を考えておられるのか。また、平素から市民の防災意識の向上、風化防止のために市民防災学習施設の併設を考えておられるのか、お伺いします。

これを基点として高齢者や子供たちのスポーツ、遊びの場として、人が集まる広場として、特に津波被害の大きかった桜木、明月、宮内地区にそのような空間施設を提供することにより、地域の活性化にもつながると思いますが、有効活用についてどのように考えておられるのか、お伺いします。

もちろん、整備に当たっては財源の手当て、適地の確保等の条件がありますが、現在考えられている構想についてお伺いします。

2 点目、次に自主防災組織の防災に関する実施責任と支援活動時の損害補償について質問をいたします。

自主防災組織は、防災対策並びに災害初動時において近隣住民への情報伝達、安否の確認、避難誘導、避難所の運営あるいは軽易な救助活動の協力に大いに期待されている実働部隊であり、本市の地域防災計画、共助として重要な役割を担っています。本市としては、自主防災組織の育成のため、計画的に要員の研修を行っており、地域防災計画の中には基本的責務が明示をされています。しかしながら、防災に関する実施責任は明示されていません。その結果としてか、災害救援救助活動時のけが等の損害補償についても明記されていません。同組織の災害時の救援救助活動は、あくまでもボランティア組織として隣保協同の精神から任意での協力を求めるとの考えからか、これらの点について示されていないのでしょうか、お伺いします。

特に、損害賠償の点については、一部の先進自治体では災害対策基本法第 65 条及び第 84 条を根拠として、条例により補償される仕組みがとられています。また、全国市長会市民総合賠償補償保険でも、自主防災組織（ボランティア）の活動について、「市があらかじめ活動全般を承認していれば、補償保険の対象となる」との見解もなされています。自主防災組織の現状には要員の高齢化や防災訓練のあり方等を含めて多くの課題があります。市当局が組織の活性化に向け努力されていることは認識をしております。しかしながら、自主防災組織が真に災害時に期待される役割、責任を果たすためには、果たすべき防災の実施責任を明示し、活動時の損害補償を地域防災計画等に明文化し、周知を図るべきと思いますが、いかがですか。御見解をお伺いします。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

江口正夫議員の御質問にお答え申し上げます。

本市の防災公園につきましては、第3堤の多重防御施設の施設として整備するもので、工場地帯に存在する東北電力の高圧線下を、高圧線の下ですね、を利用して約20メートル幅の防災緑地として約3.4キロメートルにわたって盛り土と植樹を行うこととしております。この防災緑地は、津波からの防御を最大の目的としていることや、公園幅が約20メートルの線的整備であること、東北電力の鉄塔が付近に設置されており立ち入りを制限する可能性があることなどを考慮しますと、長岡市のシビックコア地区のような多目的広場や行政庁舎などを建設することは難しい状況でございます。

このような状況もあり、本市の防災緑地は減災効果による被災規模に応じた最大限の安全と安心の提供はもちろんのこと、緑のネットワーク形成による潤いのある都市環境を整備し、被災者や被災企業等の現地再建や地域の活性化の後押しとなるよう考えております。

議員御紹介の長岡防災シビックコア地区は、長岡地域の防災性向上と快適な都市生活を支える広域拠点の形成を目的として、安全・安心な市民防災拠点の形成、市民に開かれた広域行政サービス拠点の形成、日常的なにぎわいが感じられる交流拠点の形成という基本方針のもとに整備がなされているようにございますが、本市においてもコンセプトが一部異なるものの、大規模災害への備え強化と震災からの復興を目的として、八幡字一本柳地区において津波復興拠点の整備に向けて復興交付金事業による調査業務に取り組んでおります。本市における津波復興拠点は、食料、支援物資の備蓄、配送機能を備えた防災拠点と、民間の力を活用しながら本市の基幹産業である製造業の復興のための製造業復興牽引拠点を形成するもので、これが実現すれば津波被災地域の防災能力強化と地域活性化に寄与するものと考えられ、今後はその実現に向けて邁進していく所存でございます。

次に、自主防災組織の防災実施責任、損害補償についてでございますが、本市における防災対策並びに災害初動時において、自主防災組織は住民への情報伝達、安否確認、避難誘導、救助活動など、地域内における共助としての重要な役割を担っていることから、自主防災組織の構成員がけがなどをした場合の損害賠償についても安心して活動できるようしっかりとしたものにならなければならないと考えております。このことから、議員御指摘のとおり、現在見直しを行っている地域防災計画の中に自主防災組織の役割などを明示するほか、損害補償についても本市が加入する市民総合賠償補償保険の適用が受けられるよう、地域防災計画の中に明文化して市民への周知を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(板橋恵一)

3番江口正夫議員。

○3番(江口正夫議員)

ただいまの市長の御答弁から、2問目につきましてはそのように前向きに取り組んでいた

だけるといふ回答をいただきましたので、ぜひとも実現していただきたいといふふうに考えております。

1 問目ですが、防災公園につきましては、コンセプトをお聞きしました。私が考えてきた、考えておりました、イメージしておりました面的防災公園というんですかね。今、線的な防災公園を考えておられるといふことで、長岡市のような多目的広場、あるいはその防災拠点としての性格を持ったちょっと違う感じがしました。ただ、それはそれで考えておられる防災公園でございますから、私強く申し上げたいのは、市民防災センターというのが長岡市にはございます。これは市民防災を子供から大人まで自由に楽しく、先ほど申し上げたようにクイズとかいろんなちょっとしたゲームみたいな形でやれる施設ですか、非常に使われているといふふうにお聞きをしておりますし、また、実際に目で見てきました。そういった総合的に防災学習ができる、それも軽易にできるようなそういう施設が私は非常に大事なかなといふふうに感じて帰ってきましたので、ぜひともそれを大構想の防災ミュージアムとかそういった形じゃなくて、そういうものをその防災公園とリンクした形でその復興事業としての申請にできないかといふようなちょっと考えを持っているんですが、その点について御回答いただければお願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

先ほど答弁で申し上げましたけれども、一本柳地区においてはそれなりの拠点整備を図っていかうとしていること、あるいは江口議員御理解いただけたんじゃないかなといふふうに思います。江口議員がおっしゃったように、多賀城の復興計画の中に最終的には地震・津波ミュージアム、国立のですけれどもね。そういうものを目指したいといふことで、今度の20日にですね、今月の20日に今度ソニーの跡地でオープニングセレモニーを行いました、あそこが今度いろんな減災あるいは防災のための拠点になるようになるはずでございます。その件の関係もございまして、最終的には当然地震・津波ミュージアムをつくられば、つくれば、今江口議員がおっしゃったようなことも全て包含できるといふふうに思うわけでございますけれども、もし万が一できない場合には、やはり縮小してそういう公園なり、あるいは防災学習ができる施設として、それなりに皆さんに学習もできる施設をつくる必要があるのかなといふふうに思っております。

地震・津波ミュージアムができれば、それこそ国立のということになれば、それが全て包含できる、あるいは体験もできる施設だといふふうに思いますので、何とかそこまで持っていけるようにこれから頑張っていきたいといふふうに思っています。

復旧、まだ復旧の段階ですから、この間宮城県の方で地震・津波ミュージアムを宮城県にということでは3点ほど、例えば飛行場の近くとか、交通アクセスのいいところとか、被災したところとか、3点ほどその候補地が挙がったわけでございますけれども、何とかこちらのほうに持ってこれるように私自身もこれから汗をかいていきたいといふふうに思います。

ので、ぜひ御了解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（板橋恵一）

3 番江口正夫議員。

○3 番（江口正夫議員）

最後の再質問ですけれども、桜木地区とか、あるいは宮内、明月あたりを回りますと、御高齢の方からこういった意見をいただくことがあるんです。つまり、あの地域は非常に津波で大きな被災を受けて、日ごろから、従来から子供たちが遊ぶ場所がないと。だから、その防災公園を多目的公園にして、それが利用できないかと、一石二鳥だなというような発想で先ほど質問したんですが、線的整備みたいな形ですからなかなか難しいのかなとは思いますが、できればその中にちょっとした公園をつくれればありがたいなと。それも高齢者の憩いの広場的なもの、あるいは子供たちの若干いろんなスポーツとかサッカー遊びができるような、そういうことを考えておられないか、もう一度ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

例えば宮内地区なんかですと、これから区画整理ということで進めていくわけですから、その中には公園なんかも入れていかなくちゃいけないでしょうし、また、津波に洗われた公園等も流れとしてはそういう公園にふさわしいようなものにプラスアルファしていかなければいけないかなと。今、江口議員からいろんなそういうお話がありまして、何か加味するようなものがあれば、できれば防災公園みたいな、そんな大きなものでなくても、子供たちも遊べて、あるいは震災、何か災害あった場合にはすぐそこにかかわれるような施設みたいなものもプラスアルファやっていく必要があるのかなというふうに思います。宮内のことは恐らくこれから今から設計するわけですから、当然加味できるかというふうに思いますけれども、できるだけそういう面も考えながらまちづくりを行ってきたいと思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

11 番松村敬子議員の登壇を許します。松村議員。

（11 番 松村敬子議員登壇）

○11 番（松村敬子議員）

通告に従い、桜木一丁目に設置されている千刈田雨水ポンプの撤去について質問いたします。

この雨水ポンプは、平成元年の集中豪雨による桜木地区の被害を受け、当地域の雨水対策として八幡ポンプ場完成までの補完施設として八幡雨水幹線枝線上の桜木 1 丁目 1-30 へ平成 3 年 8 月に設置されました。しかし、このポンプは設置から今日までの約 20 年間、ほとんど稼働されることはなかったようであります。現在のポンプの状況は、今年の東日本大

震災時の津波により破損し、そのままの状態で見捨てられている状態です。設置されている場所は、主要県道塩釜七ヶ浜多賀城線から桜木住宅街への入り口になる市道千刈田 1 号線と市道桜木 7 号線の接続点で、交通量も大変多いところでもあります。この市道の道幅は千刈田 1 号線は 5 メートルから 5.8 メートル、市道桜木 7 号線は 4 メートルから 6.3 メートルですが、特に接続点には 4 メートルと大変道幅狭くなっております。その上、その接続点には高さ 2.8 メートル、幅 2.6 メートル、長さ 7.8 メートルの大きな千刈田雨水ポンプが設置してあるため、大変見通しが悪く、そのため以前よりこの場所では接触事故などの交通事故が何度も発生しているのです。

これらのことから、地域住民の方より、交通安全、良好な居住環境の観点から千刈田雨水ポンプの撤去の要望が出されておりました。この件に関しましては、私は平成 23 年第 3 回定例会で八幡雨水幹線の整備について質問しております。そのときの市長からの答弁では、「八幡雨水幹線の整備についてでございますが、雨水対策、環境整備の観点から整備に着手しなければならないことは私も同じ考えでございます。被災箇所の復旧、維持管理費の低減、沿線住民への良好な環境の提供、水路用地の有効利用等を検討した上で、早期整備をしなければならないと考えております。具体的な整備計画という点につきましては、年度内に検討作業を進めることとしております」と、また、再質問の中で私は千刈田雨水ポンプの撤去についても質問しております。それに対しまして、当時の建設部長の答弁には「千刈田のポンプ、あのびっくり市の脇のあれをやはり今回の台風 15 号では動かなかったわけですけども、八幡雨水幹線全体で、10 年確率だけじゃなく、余裕を見たときにどのような役割を果たせるのか、その辺も見きわめる必要があるのかなと思いますので、その中で検討していきたいというふうに考えております」との答弁がありました。この答弁の中の「その中」とは、八幡雨水幹線整備計画のことと考えます。

したがって、八幡雨水幹線整備計画検討の結果、どのような方向に検討されているのか、その確認を含めて質問いたします。地域住民の交通安全、良好な環境整備への観点から、八幡ポンプの撤去をすべきと考えますが、いかがでしょうか。市長の理解ある御答弁を期待し、私の 1 回目の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

松村敬子議員の御質問にお答え申し上げます。

桜木地区にある千刈田ポンプの撤去についての御質問でございますが、この件に関しましては平成 23 年第 3 回定例会の一般質問の際に議員より御質問いただき、千刈田ポンプの今後の役割等を見きわめた上で判断をさせていただきたいと回答したところでございます。確かに議員が御指摘のとおり、震災による津波の影響で今もこのポンプは稼働していませんが、現在平成 24 年度多賀城市雨水全体計画見直し業務を委託し、雨水計画の見直しを

行っております。当然、八幡雨水幹線枝線も含めた計画の見直し作業でありますので、その結果を踏まえた上で千刈田ポンプの最終的な判断をしましてまいりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

また、この間現場に行ってみていただいた結果、バックミラーがちょっと2つあるの、仙塩病院のほうから来ますと、びっくり市のほうに向かってきますと、左側にびっくり市側のほうにあるバックミラー、カーブミラー、あそこがちょっと標識が隠れて、標識がちょっとずらすと大丈夫見えるようになりますので、両方からの標識が。ぜひその辺も警察のほうにお願いして直すようにすれば、大分事故等もなくなるのではないかなというところまで見てまいりました。ですから、もうちょっとお時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

11 番松村敬子議員。

○11 番（松村敬子議員）

今、市長の御答弁に同意いただいた内容から見ますと、今見直し計画を策定中なのでその結果がまだ出ていないと。なので、もう少しお待ちくださいということでありました。それ出るか出ないか、出ることを、撤去という回答が出ることを期待しておりますので、ぜひその方向だと思います。でも、やはりいろんな観点から結果が出るかどうかはわかりませんということだと思うんですが、もし出ないということがないような方向でぜひお願いしたいということであります。

といいますのは、先ほど交通安全の観点からということでお話ししましたけれども、やはり地域住民の方は現状を今までも、先ほどお話ししたような状況なんですけれども、今度あそこに平成26年に桜木の災害公営住宅があので地域内にできますよね。そうすることによって、約160戸の方が入居されるということから考えますと、あそこの交通量が今まで以上にふえてくるというようなことから、やはり地域住民の方はますますあそこの撤去をして何とか道路を拡張する方向でしていただきたいという強い要望があります。ですから、この千刈田ポンプの撤去というのは、先ほど私質問の中でも言いましたけれども、ほとんど稼働されていないというのが状況であります。あくまでも八幡ポンプ場できるまでの補完の設備、施設としたということもありますので、どうか下水道の皆様の英知を絞って撤去するという方向で計画をされるような結果が出るようにぜひしていただきたいなと思いますけれども、もう一度いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

何とか頑張りますので。

○議長（板橋恵一）

11 番松村敬子議員。

○11 番（松村敬子議員）

ぜひよろしく願いいたします。

ぜひということで皆さんも大変地域住民の方も後ろでやはり言っていますように、大変注目している事業でございますので、ぜひそういう方向でお願いいたします。

あと、もう一点ですが、先の話になりますが、この場所の交通安全、カーブの交差点の交通安全という観点から考えますと、雨水ポンプ撤去後のことなんですけれども、撤去して皆さんの要望はですよ、地域の方はまず撤去ですけれども、撤去した後は千刈田 1 号線沿いのその八幡雨水幹線枝線の水路がまだふたされていない状態ですよ。やはりあそこを桜木 1 丁目 1 号線の上のほうのようにきちんとふたをして、拡張して車が通りやすいようにしていただきたいというそういう声は、多分市長ももう何回もあの辺に行ったときに声は聞いていると思いますけれども、その辺の声も多く寄せられておりますので、その辺に関しましてはいかがでしょうか。市長の。

○議長（板橋恵一）

八幡雨水幹線の件に関しては答弁はできませんが、交通安全の件に関してだけ、もし市長何かございましたら。市長。

○市長（菊地健次郎）

当然取り払えば、見通しよくなるのは明瞭ですので、それなりに車ももっと拡幅して通りやすくするようとか、いろいろ配慮するのは当然だというふうに思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さんでございました。

午後 1 時 34 分 延会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 24 年 12 月 18 日

議 長 板橋 恵一

署名議員 吉田 瑞生

同 昌 浦 泰 已